

公益活動に必要な 「痛み」の理解と主体性

(特活)市民活動情報センター
代表理事 今瀬政司

経済不況で激増する安易な派遣切り、若者等の不満・不安の爆発による重大事件、マンション等で白骨化して発見される孤独死、山間部や離島等で医療不備により失われる命、…。昨今、様々な社会問題が深刻化し、人々の「痛み」が大きく顕在化してきている。

私は、人の「痛み」が分かることが公益活動の出発点であり、その「痛み」に向き合い、人に将来への「希望」をもたらすのが公益活動の意義であると考えている。そうだとすると、今何より必要とされていることは、行政あるいはNPO法人・公益法人等の民間団体の組織の如何を問わず、公益活動の担い手1人1人が、「痛み」を抱える人々の叫び声を聞き逃さず、きちんと向き合うことだといえる。

そして、「痛み」を抱える人々に向き合い「希望」をもたらす公益活動を行う上で必要不可欠なものが、担い手の「主体性」だといえよう。民間団体では、行政からの委託で公益活動を行うこともあるが、自主事業に比べて、「主体性」

を十分に確保できないため、公益活動の対象である「痛み」を抱える人々（市民）と直接向き合うことがとかく減りがちになる。従来の委託の場合、下請けとして権利・権限が限られ、契約上、利益提供先は委託金を出す行政で、公益対象の人々とは行政を介した関係となることから、行政にばかり顔が向きがちになるのである。

私は、自らの苦い経験も踏まえて、従来の価値観・慣行・仕組み等にとらわれずに、行政と民間団体が対等な関係のもと共に事業主体となり、各々の運営資源を拠出し合い、権利と責任を折半し、公益活動を行える契約方法として「協働契約（書）」というものを開発・提唱し、仲間たちと普及活動を行ってきた。以来10年近くを経て、ようやく各地に広がり始めている。

本年5月、安心社会の実現を目的に、公共サービスの定義、基本理念、国等の責務、基本的施策を定め、その推進を目指した「公共サービス基本法」が成立した。この基本法には、公共サービスの事業主体を従来のように国と地方公共団体等に限定してしまい、役割分担や責任の明確化の規定でも、委託先の「主体性」を確保する権利・権限が不明確であるなど、疑問なところがある。今後、「痛み」を抱える人々に「希望」をと思い、市民が自発的・自律的に「主体性」を持って公共サービス（公益活動）を担っていくためには、この基本法を少しでも良い形で活かしていく必要がある。その一方策として、行政と民間団体の双方に「主体性」を持たせた「協働契約」の更なる普及を期待したい。



公益法人制度改革に関するウェブアンケート調査結果 …… 2
 [公益法人会計Q & A①]
 公益法人の事業と収支相償 ……出塚清治… 8
 [公益法人の新制度移行に向けた取組]
 十六地域振興財団、福井被害者支援センター ……12
 [公益認定申請書類の作り方③]
 財務基準に係る申請書類の作成について ……金沢俊弘…18
 [都道府県レポート] 新潟県における新制度への対応 ……25
 [ひろば] (社)日本クラシック音楽事業協会 ……27
 [官庁情報] 一般社団・財団法人法施行規則の一部改正省令、
 公益認定等公示 ……28
 理事会・評議員会—役員等改選、事業報告— ……30
 新聞報道から (6・1～6・30) ……33
 フィランソロピーニュース ……34
 事務局だより・編集後記 ……38

表紙・佐々成美

公益法人 第38巻第8号 (通巻444号)

平成21年8月1日発行
 編集人 金沢俊弘/発行人 太田達男
 発行所 公益財団法人 公益法人協会
 〒113-0021 東京都文京区本駒込2丁目27番15号
 TEL 03(3945)1017 FAX 03(3945)1267
 URL <http://www.kohokyo.or.jp/>
 印刷 株式会社 耕文社
 ©公益財団法人公益法人協会2009